

中央卸売市場移転予定地における土壌汚染対策等に関する 専門家会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の姫路市中央卸売市場が移転再整備するにあたり、移転予定地の土壌汚染等に対する安全性を確保するため、本市が専門的に検討し必要な意見・評価・助言を求めるとの中央卸売市場移転予定地の土壌汚染対策等に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(意見等を聴取する事項)

第2条 市長は、専門家会議において、次に掲げる事項について意見等を求める。

- (1) 移転予定地の土壌・地下水汚染の調査の実施並びに調査の結果に対する評価及び対策に関すること。
- (2) その他土壌・地下水の安全性の確保に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 専門家会議は、委員5人をもって構成する。

- 2 委員は、前条に掲げる事項を検討するにあたって必要な専門的知識を有する学識経験者から市長が選任する。
- 3 専門家会議に、座長を置くものとし、座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長は、委員の互選により選任する。

(会議)

第4条 専門家会議は、座長の意見を踏まえ、市長が委員を招集し、開催する。

- 2 市長は、座長の意見を踏まえ、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 専門家会議は、原則として公開で行うものとする。
- 4 専門家会議の会議録は、原則として公開するものとする。

(庶務)

第5条 専門家会議の庶務は、産業界中央卸売市場において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、専門家会議の構成及び運営に関し必要な事項は、専門家会議の意見を踏まえ、市長が定める。

附 則

この要領は、平成28年 1月 8日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月21日から施行する。